

聖籠町育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月22日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第1号

聖籠町育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
聖籠町育英資金貸与条例施行規則（平成6年聖籠町教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

育英資金借用証書

年 月 日

聖籠町長 様

住 所

本人

氏 名

印

私は聖籠町育英生として育英資金の貸与を受け、下記の金額を借用します。この金額は、聖籠町育英資金貸与条例及び聖籠町育英資金貸与条例施行規則の規定に従い育英生としての本分を尽くし、滞りなく返還します。

記

借用期間	年 月 日～		年 月 日				
借入金額	月 額					円	
	一時金					円	
借用総額	金	十	万	千	百	十	円

(連帯保証人) 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

私どもは連帯保証人として、聖籠町育英資金貸与条例及び聖籠町育英資金貸与条例施行規則の規定に従い忠実に履行すると共に、上記の債務を本人と連帯して負担します。

- 注意
- 1 金額等を抹消訂正したときは、必ず本人の印を押すこと。
 - 2 育英生及び連帯保証人の氏名は必ずそれぞれ本人が自筆で記入すること。
 - 3 租税特別措置法第91条の3第2項の規定により、印紙税は非課税となります。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。